(ﾛ)　割引額

①　月間適用回数に応じた還元額

マイレージ割引対象カードごとに、③に定める月間適用回数に応じて次表に定める額を、会社が別に定めるところにより還元する。

月間適用回数	還元額
５～９回	②の割引対象走行ごとに、通行する区間に応じ、(2)ただし書の料金の額から(2)本文の料金の額に50％を乗じた額（10円未満の端数が生じた場合は、四捨五入により10円単位とする。）を差し引いた額に、0.6を乗じた額（10円未満の端数が生じた場合は、四捨五入により10円単位とする。）。ただし、０円を下回る場合は、０円とする。
10回以上	②の割引対象走行ごとに、通行する区間に応じ、(2)ただし書の料金の額から(2)本文の料金の額に50％を乗じた額（10円未満の端数が生じた場合は、四捨五入により10円単位とする。）を差し引いた額。ただし、０円を下回る場合は、０円とする。

②　割引対象走行

休日以外の日の午前６時から午前９時まで（以下「朝時間帯」という。）又は午後５時から午後８時まで（以下「夕時間帯」という。）の間に、本四道路の流入する料金所又は流出する料金所を通行するもの。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道の流出する料金所を、午前６時から午前10時まで（朝時間帯）又は午後５時から午後９時まで（夕時間帯）の間に通行するもの。

③　月間適用回数

マイレージ割引対象カードごとの②の割引対象走行の月間累計回数。ただし、一の朝時間帯又は夕時間帯に複数回の②の割引対象走行がある場合は、割引対象走行回数にかかわらず、①の判定をするための適用回数は１回とし、１日２回（朝時間帯１回、夕時間帯１回）を上限とする。

(ﾊ)　実施期間

平成26年４月１日から平成36年３月31日まで

ヌ　割引相互間の適用関係

(ｲ)　障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対してマイレージ割引又はＥＴＣ前納割引を適用する。

別表２　料金の額（通行１回当たり：単位　円）

(1)　神戸淡路鳴門自動車道（神戸西インターチェンジ・鳴門インターチェンジ間）

（軽自動車等）

(ﾛ)　休日割引、平日朝夕割引、路線バス割引、大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引の適用の順は次のとおりとし、適用の同一順内の割引は重複適用しない。

適用の順	割引の種類
1	休日割引、平日朝夕割引
2	路線バス割引
3	大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引、マイレージ割引

(ﾊ)　一の通行が、休日割引と平日朝夕割引の両方の割引適用条件に該当する自動車の場合、休日割引を当該自動車に適用する。

(ﾆ)　障害者割引を受けることができる自動車が休日割引を受けようとする場合、割引適用後の通行料金が低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ル　企画割引

(ｲ)　しまなみサイクリングクーポン

①　割引をする自動車等

④の割引適用区間のいずれか又は全てを通行し、かつ会社が別に定める通行券で通行料金の納付を行う、別表１に定める軽車両等のうち自転車。

②　割引率

割引率は50パーセントとする。

③　実施期間

平成26年３月21日（金）から平成26年11月30日（日）までとする。

④　割引適用区間

西瀬戸自動車道の来島海峡第三大橋（愛媛県今治市砂場町二丁目地先から同市馬島まで）、来島海峡第一・第二大橋（愛媛県今治市馬島から同市吉海町椋名まで）、伯方・大島大橋（愛媛県今治市宮窪町宮窪から同市伯方町有津まで）、大三島橋（愛媛県今治市伯方町伊方から同市上浦町瀬戸まで）、多々羅大橋（愛媛県今治市上浦町井口から広島県尾道市瀬戸田町垂水まで）、生口橋（広島県尾道市因島洲江町字白馬口から同市因島田熊町字西浦まで）及び因島大橋（広島県尾道市因島大浜町字大立場から同市向島町立花字大下まで）。

３を削除する。

４中「３月15日」を「８月27日」に改め、４を３とする。

別表２から別表６までを次のとおり改める。

					神　戸　西
				布　施　畑	190.477
			垂　　水	142.858	285.715
		淡路、淡路ＳＡ	1,761.905	1,857.143	1,952.381
	東　　浦	190.477	1,904.762	2,000.000	2,095.239
北　　淡	285.715	380.953	2,095.239	2,190.477	2,285.715